損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成28年2月29日提出

高山市長 國島 芳明

記

No.	項	ĺ	目	内	容	
1	発生時期・場所			平成27年8月1日 午前11時30分頃		
				高山市高根町日和田1735番地3		
				(日和田ハイランド陸上競技場内)		
	事故の概要			アイシングのため設置していたスノコの釘が浮き上がっていた		
				ことによる利用者の負傷事故		
	相手方					
	事故の種類			人身(左足裏側	の切創)	物損
	被害総額・市の過失割合			31,190円・10	0分の100	_
	賠償		金	31,190円		_
		内	保険金	31,190円		_
		訳	一般財源	0円		_
	専決年月日			平成28年1月18日 地方自治法第180条第1項		
2	発生時期・場所		. 把示	平成27年12月11日 午前9時頃		
	光生时期 · 勿川			高山市一之宮町3072番地(高山市立宮中学校駐車場内)		
	事故の概要			敷地内に設置していたゴミボックスが突風により飛ばされたこ		
				とによる駐車中の車両破損事故		
	相手方		方			
	事故の種類			人 身	物損()	左スライドドア等)
	被害総額・市の過失割合			_	97, 401	円・100分の100
	賠償金			_	97,401円	
		内	保険金		97, 401	円
		訳	一般財源	_	0	円
	専決年月日			平成28年1月22日	地方自治法第二	180条第1項